令和６年度

第　９　回
上越市地域公共交通活性化協議会
議　案　書
（書面協議）

日　　時　　令和７年２月26日（水）から
令和７年２月28日（金）まで

協議事項
議案第1号

令和7年度地域間幹線系統確保維持計画の変更について

1　要旨

令和6年6月に第2回協議会として書面協議を行った「上越市地域間幹線系統確保維持計画」について、3月1日の運賃改定及びお盆期間における運行回数の変更により、当該計画の変更が必要となったことから審議いただくもの。

2　変更内容

⑴ 過去の収入額を、運賃単価で割り返すことによって求める利用者数が、値上げによる運賃単価の増により減少

⑵ 運行回数の減により、運行に係る経費が減少（補助見込み額の減少　△24千円）

3　計画の概要

⑴　対象運行系統の名称（経路）【変更なし】

・申請番号46　上越妙高駅前～市役所・労災病院前～鵜の浜
・申請番号47　上越モール前～上越妙高駅前～新井バスターミナル

⑵　補助対象期間【変更なし】

令和6年10月1日～令和7年9月30日

⑶　補助見込額【変更あり】

（単位：千円）

事業者	No.	系　統　名	変更	国庫補助計画額	新潟県計画額	計
頸城自動車㈱	46	上越妙高駅前～市役所・労災病院前～鵜の浜	前	5,843	5,843	11,686
			後	5,834.5(△8.5)	5,834.5(△8.5)	11,669(△17.0)
	47	上越モール前～上越妙高駅前～新井バスターミナル	前	1,990	1,990	3,980
			後	1,986.5(△3.5)	1,986.5(△3.5)	3,973(△ 7.0)
合　計			前	7,833	7,833	15,666
			後	7,821 （△12.0）	7,821 （△12.0）	15,642(△24.0)

4　その他

計画の提出に当たり軽微な修正が必要となった場合には、事務局において修正を行いますので、あらかじめご了承ください。

【資　料】

・生活交通確保維持改善計画(地域公共交通確保維持事業のうち地域間幹線系統)

・・・ 資料1

※参考

【上越市地域間幹線系統確保維持計画の策定について】

・本計画は、国の補助事業（地域公共交通確保維持改善事業）の要件となるもの。
・令和 6 補助年度計画（令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日）までは、県が設置する協議会で策定したが、令和 7 補助年度計画（令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日）から市町村が設置する協議会で策定することとなったもの。

【地域間幹線系統とは】

・合併前の旧市町村をまたいで運行する路線で、運行回数や利用者数が一定の基準を満たすもの。

【地域間幹線系統確保維持計画について】

・地域における移動手段の確保のため、地域間幹線系統の運行系統、運行方法等を定める計画で、地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の交付を受けるに当たり、国土交通大臣の認定を受ける必要があるもの。